

盛岡市観光基盤維持支援金

に関するお知らせ

盛岡市観光基盤維持支援金とは？

新型コロナウイルス(COVID-19)の影響により観光客の減少がみられる市の観光基盤を維持するため、盛岡市内の観光関連事業者の経済的負担の軽減及び感染防止対策を支援するために給付する支援金です。
給付対象となる事業者別に給付要件があります。

給付額

事業者区分	支援金給付額の区分		支援金給付額
宿泊施設事業者	宿泊施設の 宿泊定員数	1人～100人まで	30万円
		101人～300人まで	60万円
		301人以上	100万円
観光バス事業者	貸切バス保有台数 (大型・中型・小型)	1台～10台まで	20万円
		11台～20台まで	30万円
		21台以上	50万円
タクシー事業者	事業用自動車台数 (特定大型・大型・ 普通)	1台～30台まで	20万円
		31台～60台まで	30万円
		61台以上	50万円
個人タクシー 事業者		一律	5万円
わんこそば 提供事業者		一律	100万円

支援金の支給対象の主な要件

全ての支援金支給対象者に共通する要件

1. 令和2年5月1日時点で事業を行っている者で、支援金給付申請書を提出する日までの期間継続して事業を行っているものであること。
2. 市税を滞納していないこと。
3. 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人又は同条6号に規定する公益法人等ではないこと。
4. 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人でないこと。
5. 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体でないこと。
6. 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体でないこと。
7. 役員又は使用人のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がいないものであること。

【対象事業者】

1. 宿泊施設事業者

旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(盛岡市内において営まれるもの限り、同条第4項に規定する下宿営業を除く。)について、同法第3条第1項の規定による営業の許可を受けた者(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る事業者を除く。)のうち、平成31年1月1日から申請を行った日までの期間(新型コロナウイルス感染症の感染防止のため休業し、又は休館した期間を除く。)に宿泊客

が利用した実績(旅館業法第3条第1項ただし書の規定により旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、その許可を要しないこととされた下宿営業を営んでいる場合にあつては、当該下宿営業に係る実績を除く。)がある者(保健所長が現に営業しているものであると認めたものに限る。)で、次のいずれかに該当するもの。

(1) 岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合の組合員(盛岡支部及びつなぎ支部の組合員に限る。)

(2) 盛岡ホテル協議会の会員

(3) 盛岡市内に主たる事務所(宿泊施設)を有する者

2. 観光バス事業者

道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業(同法第3条第1項ロに限る。)の経営の許可を受けた者のうち、盛岡市内に主たる事業所を有するもの

3. タクシー事業者

道路運送法第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業(同法第3条第1号ハに限り、福祉輸送事業限定を除く。)の経営の許可を受けた者のうち、盛岡市内に主たる事業所を有するもの

4. 個人タクシー事業者

道路運送法第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業(同法第3条第1号ハのうち、1人1車制個人タクシーに限り、福祉輸送事業限定を除く。)の経営の許可を受けた者のうち、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により市の住民基本台帳に記録されている者であるもの

5. わんこそば提供事業者

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に規定する許可を受けた「わんこそば」の提供を行う飲食店営業を営む者で、盛岡市内に主たる事業所及び当該許可を受けた店舗を有するもので、市長が認めたもの

申請に必要な書類

1. 支援金給付申請書兼請求書
2. 誓約書兼同意書
3. 売上金・事業実績書
4. 確定申告書の写し
5. 支援金振込先の金融機関の通帳の写し(表面及び裏面を開いた最初の1ページ)
6. 【法人のみ】現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し(法人登記簿)
7. 事業者ごとに定める経営の許可を受けていることを証する書類の写し

(※提出前に必ず「支援金給付にかかる提出書類チェックリスト」をご確認ください。)

申請方法

盛岡市役所交流推進部観光課(盛岡市内丸12番2号)宛てに郵送もしくは持参。

申請期限

令和2年8月31日(月)必着。

問い合わせ先

盛岡市役所 交流推進部 観光課
盛岡市内丸12番2号 別館7階
TEL:(019)613-8391
受付時間:8:30~17:45(土・日・祝日を除く)